

第4回（2019年度）
一般財団法人大妻コタカ記念会海外留学奨学金奨学生募集要項

《趣旨》

一般財団法人大妻コタカ記念会海外留学奨学金制度は、一般財団法人大妻コタカ記念会（以下「記念会」という。）が、大妻高等学校及び大妻多摩高等学校の在校生及び卒業生の記念会会員の海外留学を支援するために海外留学奨学金（以下「留学奨学金」という。）を支給するものである。

1. 出願資格

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 大妻高等学校または大妻多摩高等学校に在籍もしくは卒業し記念会の会費を納めている者
- (2) 海外の大学もしくは高等学校相当に留学が決定している者
- (3) 高等学校校長の推薦がある者
- (4) 他の海外留学に関する奨学金を受けていない者
- (5) これまでに記念会の留学奨学金の支給を受けていない者

2. 募集人員

各校2名以内。

3. 留学奨学金の支給額

各校上限20万円とし、以下のとおりとする。

- 年間留学の場合・・・1名20万円、または1名10万円を2名
学期留学の場合・・・1名7万円

4. 出願受付

2020年2月末日まで随時受け付ける。

5. 出願書類

留学奨学金を希望する者は、次の書類を記念会に提出すること。

- (1) 一般財団法人大妻コタカ記念会海外留学奨学金願書（所定様式）
- (2) 校長名の推薦書（所定様式）
- (3) 留学予定校の合格書及び留学手続きを完了したことが判る書類等留学を証明する書類（写）
- (4) その他、記念会会長が特に必要とした書類

